

○東京藝術大学美術学部長候補者推薦内規

〔 昭和27年11月18日 〕  
制 定

改正 昭和44年 7月31日 平成16年 4月22日  
平成25年10月24日 平成26年 7月17日

(目的)

第1条 この内規は、東京藝術大学部局長選考規則第12条の規定に基づき、東京藝術大学美術学部長（以下「学部長」という。）候補者の推薦その他必要な事項について定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 美術学部教授会（以下「教授会」という。）は、学長からの要請に基づき、学部長候補者を選出し、学長に推薦する。

(投票及び推薦手続き)

第3条 学部長候補者の推薦は、投票により行う。

2 前項の投票の実施方法等については、教授会が別に定める。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、学部長候補者の推薦等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、昭和27年11月18日から実施する。

附 則

この改正内規は、昭和44年 7月31日から実施する。

附 則

1 この内規は、平成16年 4月22日から施行する。

2 この内規施行の際、現に在任する学部長の任期は、平成18年 3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年 7月17日から施行する。